

○湯河原町真鶴町衛生組合職員倫理審査会規則

平成19年12月 4 日
規則第 5 号

(趣旨)

第1条 この規則は、湯河原町真鶴町衛生組合職員倫理条例（平成19年湯河原町真鶴町衛生組合条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3項の規定に基づき、湯河原町真鶴町衛生組合職員倫理審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、条例第8条第4項に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査研究及び企画を行うこと。
- (2) 職員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する総合的企画及び調整を行うこと。
- (3) 贈与等報告書等の審査を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、条例又は条例に基づく規則に基づき審査会に属された事務

(会長等)

第3条 会長は、真鶴町副町長をもって充てる。

2 副会長は、湯河原町庶務課長をもって充てる。

(会議)

第4条 審査会は、会長が招集する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 審査会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、管理課が行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成20年3月1日から施行する。